令和５年８月２５日
≪事務連絡≫

水産業競争力強化緊急事業のうち、
水産業競争力強化金融支援事業 関係者各位

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
＜公印省略＞

利子助成金の交付停止等の手続きに関する留意事項について

水産業競争力強化金融支援事業のうち利子助成に係る事務手続きに際し、融資機関の関係者の皆さまにおかれましては、日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当該助成金の交付等に係る事務手続きを行うに当たっては、下記の留意事項を踏まえ、所定の ISS システムの手続き等について、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

事業中止等に伴う交付停止の登録のお願いについて：

(1) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（以下「漁船リース事業」という。）において計画変更により事業中止となる場合には、「水産業競争力強化金融支援事業交付規程」第７条に基づき、事業を実施するために借り入れた資金に対する利子助成金の交付は停止となり、既受領額の一部に返還が生じる場合がございます。

漁船リース事業が中止になるなど、「利子助成金交付決定通知書」に記載の交付停止要件に該当する場合には、別添をご参照のうえ、速やかな交付停止登録等の手続きを行うようご理解とご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

(2) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（以下「機器等導入事業」という。）に係る財産処分の承認または交付決定の取消により事業中止となる場合には、「水産業競争力強化金融支援事業交付規程」第７条に基づき、事業を実施するために借り入れた資金に対する利子助成金の交付は停止となり、既受領額の一部に返還が生じる場合がございます。

機器等導入事業が中止になるなど、「利子助成金交付決定通知書」に記載の交付停止要件に該当する場合には、別添をご参照のうえ、速やかな交付停止登録等の手続きを行うようご理解とご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

【交付停止に関する問い合わせ先】
NPO法人 水産業・漁村活性化推進機構 ☞℡03-6866-7111
【ISSシステムによる手続きに関する問い合わせ先】
公益財団法人 農林水産長期金融協会（事業担当）☞℡03-3292-3218

【事務連絡（別添）】

「漁船リース事業」及び「機器等導入事業」の事業中止に伴う
「水産業競争力強化金融支援事業」における利子助成金の交付停止等に関する手続きについて

別紙の事務連絡に関しまして、以下のとおり補足説明をさせていただきます。
「漁船リース事業」及び「機器等導入事業」を実施するために借り入れた資金に対する利子助成金の交付を受けた際には、下記の規定において交付停止等の諸条件が定められております。

１）「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）」第３の２－10 の（３）のエの（ア）のｃの（ｄ）
２）「水産業競争力強化金融支援事業交付規程」第７条

上記に基づく利子助成金の交付停止等の手続きについて、これまで周知が十分でなかったことから、この度、返還額算定の基準の考え方及び具体的手続きの方法等を周知させていただきます。

交付代理申請により水産業競争力強化金融支援事業を活用する融資機関の皆さまにおかれましてはご迷惑をお掛け致しますが、事業の適正な実施への対応について改めてご理解の上、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

１ 事業中止の事実が判明した場合における利子助成金の交付を停止する基準日

・「漁船リース事業」で事業中止の事実が判明した場合、事業の中止を事由とする計画変更に対する長官承認日を基準日とする。
・「機器等導入事業」で事業中止の事実が判明した場合、事業の中止を事由とする財産処分に対する農水大臣承認日を基準日とする。

２ 交付停止（利子助成を止める事務手続き）の流れ

・水漁機構が「漁船リース事業」及び「機器等導入事業」の事業中止の事実を確認した際には、交付等の業務を行う公益財団法人 農林水産長期金融協会（以下「農水協会」という。）にその旨を通知する。
・農水協会は融資機関から、事業中止の事実が判明した日以降、助成金システム（以下「ISS」という。）による交付停止の登録及び ISS マニュアルに基づく「利子助成金交付停止事由等発生報告書」の提出を受ける。
・融資機関は基準日以降の利子助成額をゼロにする条件変更申請（ISS システム上の処理）を進め、ISS 手続きを経て利子助成金の交付（支払い）を停止する。

３ 既に事業中止となっている場合の利子助成金の返還について

・既に事業中止の事実が判明している案件については、全額繰上償還済で完済となっている場合には、水漁機構が利子助成金の交付先に対し、１の基準日から全額繰上償還日までの利子助成金の返還を求める。返還額については、事業が継続している他の案件と併せて融資機関単位で精算する。
・完済となっていない場合には、農水協会が融資機関から ISS による交付停止の登録及び ISS マニュアル

に基づく「利子助成金交付停止事由等発生報告書」の提出を受けた後、融資機関は遡及した条件変更申請（ISS システム上の処理）を行う。
返還額については、事業が継続している他の案件と併せて融資機関単位で精算する。

以上